

指定給水装置工事事業者の廃止等届出書類

事業の廃止、休止、再開した場合

廃止

1. 指定給水装置工事事業者 休止 届出書（様式第11）

再開

2. 廃止等届出書の提出期限

(1) 廃止又は休止の場合は、その日から30日以内に届出

(2) 再開の場合は、その日から10日以内に届出

3. 給水装置工事主任技術者解任届出書（様式第3）

廃止の場合は、届出をしている主任技術者の解任届書も同時に提出

4. 交付済指定給水装置工事事業者証

廃止の場合は、交付済指定給水装置工事事業者証も同時に提出

紛失した場合は、紛失届を提出